

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の事務取扱いに関する訓令

〔最終改正 令和 8 . 5 . 19 京都府警察本部訓令第13号〕

(概要)

この訓令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則、暴力追放運動推進センターに関する規則及び不当要求情報管理機関登録規定に基づく事務の取扱いに関し、必要な事項を定めたもので、平成 4 年 4 月 1 日から実施しています。